

税金

自動車税(種別割)の住所変更をお忘れなく

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で運輸支局の登録に基づいて課税される税金です。引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を買ったとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

令和6年度の自動車税(種別割)納税通知書を確認にお届けするため、3月中旬に手続きをお願いいたします。

変更登録が間に合わないときは道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>



間札幌道税事務所自動車税部 ☎ 011-746-1190

軽自動車の名義変更、廃車手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。譲渡、売却、下取りなどで現在車両を所有していない場合、4月2日以降に名義変更・廃車の手続きをしてもその年度分の軽自動車税(種別割)が課税されますので、必ず手続きをしてください。業者が軽自動車を引き渡した場合も廃車の確認をしてください。

ほかの市区町村へ住所変更した人や車の所有者が死亡した場合も同様に手続きが必要となります。

間税財管理課税係

- ・原動機付自転車(50CC〜125CC)、小型特殊自動車(農耕用、そのほか)
- ※雄武町のナンバー

間軽自動車協会北見事務所 ☎ 050-3816-1769

- ・軽自動車(貨物、家用)、軽二輪車(250CC以下)、小型二輪車(250CC超のオートバイ)
- ※雄武町以外のナンバー

間北見運輸支局 ☎ 050-5540-2007

3月は道税の滞納整理強化月間

オホーツク総合振興局では、3月を「滞納整理強化月間」として、道税の滞納整理に取り組んでいます。

自殺対策強化月間について

3月1日から3月31日は自殺対策強化月間です。

令和4年に全国で自殺によって亡くなった人は、2万1千881人で、前年と比較し、4.2%増加しています。依然として2万人を超える人が自ら命を絶っており、深刻な状況が続いています。

自殺の背景にはこころの健康だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺はこうした悩みが原因で心理的に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題です。

自殺の予防には、住民一人ひとりが自殺を考へるほど追い詰められている人に気づき、支え合うことが重要です。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しましょう。

紋別保健所では、保健師や専門医が、こころの健康に心配のある人、飲酒やアルコール問題、ギャンブル問題をお持ちの人の相談を受け付けています。心配のあるご本人だけでなく、ご家族や関係者の人も利用できますので、お気軽にご相談ください。

『自殺予防のための行動3つのポイント』(自殺総合対策大綱より) 気づき 周りの人の悩みに気づき

3月は、自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税などのすべての道税について、財産差押えを含む滞納処分の強化を進めることとしています。

まだ納税がお済みでない人は、大至急納税してください。

納税についてのご相談は、早急に紋別道税事務所納税係へお願いします。

オホーツク総合振興局税務課ホームページもご覧ください。

<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/>
 間オホーツク総合振興局紋別道税事務所納税係 ☎ 0158-24-2626

保健

新型コロナウイルス接種(追加接種)について

新型コロナウイルスの全額公費による接種は、令和6年3月で終了します。追加接種を希望される人は、次の日程で接種を受けていただくようお願いいたします。

なお、初回接種(1・2回目)を終えた12歳以上の人が対象で、XBB対応ワクチンを接種済みの人(令和5年9月20日以降に接種を受けた人)は対象外となりますので、あらかじめご了承ください。



間新型コロナウイルス感染症対策室

予約申込先
 ・WEB予約
<https://vaccines.sciseed.jp/omuchou/>
 ・電話予約
 雄武町コロナワクチンコールセンター(0120-006-326)

接種が受けられる医療機関、日程等

	開始時間	接種日
雄武町国民健康保険病院	15時30分	3月13日(水)
山口クリニック	14時10分	3月14日(木) 3月21日(木)

の人などが、所得税や住民税の申告の際に税の控除を受けるための認定書や証明書を申請により発行します。

障害者控除対象者認定書

障害者手帳(身体・精神・療育)の交付を受けていない場合でも、次の対象者には、認定書を発行します。

対象者

- ・障害者控除
- ①65歳以上で要介護者
- ②要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度AもしくはBランクに該当または認知症高齢者等日常生活自立度IVランクに該当する人
- ・特別障害者控除
- ①65歳以上で要介護者
- ②要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度Cランクに該当または認知症高齢者等日常生活自立度Mランクに該当する人

特別障害者控除
 ・障害者控除
 所得税 27万円
 住民税 26万円
 所得税 40万円
 住民税 30万円

おむつ代の医療費控除証明書

要介護認定を受けている人で、町が発行するおむつ代の医療費控除証明書により、医師による治療を受けるために必要な費用であることが明らかにされたものについては、医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除証明書は、医師が作成する「おむつ使用証明書」を持参し、保険給付係で申請をしてください。また、この申請をするのが2年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」は不要となります。

控除額

その年中に支払った医療費の総額から、保険金などで補てんされる金額を除き、さらに10万円または所得金額の5%のいずれか少ない額を差し引いた残りが医療費控除額となります。



間福祉給付課保険給付係(認定書、証明書の発行)
 ☎ 0158-84-2023
 間税財管理課課税係(税の控除)
 ☎ 0158-84-2121

使い忘れた助成券はありませんか?

雄武町高齢者等の冬の生活支援事業として交付した2万円(1千円×20枚)の助成券については、使用期限が迫っています。

期限を過ぎた助成券は使用できませんので、お手持ちの券がございましたら、早めにご利用ください。

使用期限 3月20日(水)
 間福祉給付課社会福祉係

社会福祉



要介護認定に係る認定証等の手続きについて

要介護認定を受けている高齢者

間紋別保健所健康推進課健康支援係 ☎ 0158-23-3108



見守り 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

- ・自然に應對するとともに、身体や心の健康状態について配慮し、優しく見守りましょう。
- ・必要に応じ、家族と連携をとり、主治医に情報を提供しましょう。